

2023年5月発行



赤村 議会だより

FUKUOKA AKAMURA



目次

第11回 赤村議会3月定例会	2
一般質問	8
第1回福岡県田川地区消防組合議会定例会	11
田川地区広域環境衛生施設組合議会第1回定例会	
田川郡東部環境衛生施設組合議会第1回臨時会	12
田川郡東部環境衛生施設組合議会第2回定例会	13
第1回田川地区斎場組合議会定例会	14
源じいの森 創立30周年記念式典・シンポジウムに出席、出席行事	15
福岡県町村監査委員協議会総会、太田監査委員 就任	16

第11回 赤村議会3月定例会

期日/令和5年3月6日～10日

令和5年 第11回赤村議会3月定例会は、3月6日に招集及び開会し、議長報告、村長報告、村事務報告、教育委員会事務報告、村長施政方針演説及び一般質問が行われた後に、専決処分に関する案件1件、人事に関する案件10件、村道路線に関する案件2件、条例の制定に関する案件1件、条例の一部改正に関する案件9件、補正予算4件、当初予算5件、発議1件の合計33案件が提出され、慎重審議を行った結果、全案件承認、同意及び可決して3月10日に閉会しました。

議案等番号	件名	内容	結果
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて【令和4年度赤村一般会計補正予算(補正第8号)】	122,614千円を増額し、歳入歳出それぞれ3,863,277千円とするもの。 補正の主な内容は、ふるさと納税寄附金事業の増、図書の除菌機器等購入による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加及び国の新たな施策である妊娠期から出産子育てまで一貫した経済的支援事業の増。 歳入は、地方交付税、国県補助金、ふるさと納税寄附金、基金繰入金。	承認
同意第1号	赤村監査委員の選任について 同意を求めるについて	赤村監査委員 中村 宏幸 氏が3月31日をもって退職することに伴い、新たに 太田 壽 氏を選任したいので、議会の同意を求めるもの。	
同意第2号	赤村農業委員会委員の任命について 同意を求めるについて	赤村農業委員会委員に 大場 二三一 氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律の規定により、議会の同意を求めるもの。	
同意第3号	赤村農業委員会委員の任命について 同意を求めるについて	赤村農業委員会委員に 谷延 順一 氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律の規定により、議会の同意を求めるもの。	
同意第4号	赤村農業委員会委員の任命について 同意を求めるについて	赤村農業委員会委員に 山内 久男 氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律の規定により、議会の同意を求めるもの。	
同意第5号	赤村農業委員会委員の任命について 同意を求めるについて	赤村農業委員会委員に 釘崎 幹子 氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律の規定により、議会の同意を求めるもの。	
同意第6号	赤村農業委員会委員の任命について 同意を求めるについて	赤村農業委員会委員に 木下 祝子 氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律の規定により、議会の同意を求めるもの。	同意
同意第7号	赤村農業委員会委員の任命について 同意を求めるについて	赤村農業委員会委員に 小林 利夫 氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律の規定により、議会の同意を求めるもの。	
同意第8号	赤村農業委員会委員の任命について 同意を求めるについて	赤村農業委員会委員に 水本 望美 氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律の規定により、議会の同意を求めるもの。	
同意第9号	赤村農業委員会委員の任命について 同意を求めるについて	赤村農業委員会委員に 道 壽子 氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律の規定により、議会の同意を求めるもの。	
同意第10号	赤村農業委員会委員の任命について 同意を求めるについて	赤村農業委員会委員に 在津 圭太 氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律の規定により、議会の同意を求めるもの。	

議案等番号	件 名	内 容	結果
議 案 第 1 号	村道路線の変更について	<p>道路法第10条第2項の規定に基づき、村道路線の変更にあたり、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるもの。</p> <p>内容は、①珠数丸～大伊良線②田峰～大内田線③辺田～大原線④辺田～辰口線⑤中村～長蓮線の道路改良。</p>	
議 案 第 2 号	村道路線の認定について	<p>道路法第8条第1項の規定に基づき、村道路線の認定にあたり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるもの。</p> <p>内容は、灰坂住宅線の道路新設。</p>	
議 案 第 3 号	赤村個人情報保護法施行条例の制定について	<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体が同法の適用対象となるため、この条例を制定するもの。</p> <p>併せて、関係例規の整備として、赤村個人情報保護条例の廃止を行うもの。</p>	
議 案 第 4 号	赤村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	<p>村立学校の建設に伴い、赤村職員定数条例第2条に規定する村長の事務部局の職員及び教育委員会の事務局等の職員の数を改め、事務の効率化を図るため、この改正を行うもの。</p> <p>内容としては、村長部局職員を45人から44人に、教育委員会事務局職員を6人から7人に変更するもの。</p>	可
議 案 第 5 号	赤村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	国家公務員法等の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日施行され、原則60歳とされている定年が、2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、65歳とされることに伴い、規定の整備を行うため、この改正を行うもの。	
議 案 第 6 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	<p>国家公務員法等の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律による定年引上げに伴い、この条例を制定し、関係条例の整備を行うもの。</p> <p>内容としては、①役職定年制の導入②定年前再任用短時間勤務制の導入③情報提供・意思確認制度の新設④給与に関する措置に係る改正。</p>	決
議 案 第 7 号	赤村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	<p>国家公務員の一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年11月18日に施行されたことによる、赤村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が令和4年12月7日に施行されたことに伴い、会計年度任用職員においても一般職と同内容の規定を適用するため、この改正を行うもの。</p> <p>内容としては、行政職給料表の号給に対する給料月額を増額し、令和5年4月1日から施行するもの。</p>	
議 案 第 8 号	赤村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和4年12月16日に施行され、懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、この改正を行うもの。	

議案等番号	件 名	内 容	結果
議 案 第9号	赤村子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	赤村独自の医療費助成を行うことで、子育て世代への総合的な支援策の充実を図るため、この改正を行うもの。 内容としては、現行の医療費助成の対象が15歳到達後最初の3月31日までであるのに対し、18歳到達後最初の3月31日までを医療費助成の対象とするもの。	
議 案 第10号	赤村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
議 案 第11号	赤村重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
議 案 第12号	赤村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年4月1日に施行されることに伴い、この改正を行うもの。 内容としては、出産育児一時金について、現行の40万8,000円を48万8,000円に変更するもの。	
議 案 第13号	令和4年度赤村一般会計補正予算(補正第9号)	68,079千円増額し、歳入歳出それぞれ3,931,356千円とする。 主な補正内容は、ふるさと納税寄附金事業費の増、定年延長制度に伴うシステム改修事業費の増、田川地区消防組合負担金の増、各種事業確定及び精査に伴う事業費の減、減債基金、土地開発基金、庁舎等整備基金、ふるさと納税寄附金基金、森林環境譲与税基金及び教育施設等整備基金積立金の増。 歳入については、ふるさと納税寄附金等の特定財源、前年度繰越金等の一般財源。	可
議 案 第14号	令和4年度赤村国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)	7,051千円増額し、歳入歳出それぞれ401,797千円とする。 主な補正内容は、医療費動向による事業納付金の増額。歳入においてもそれに伴う県交付金の増額及び前年度繰越金の一般財源等。	
議 案 第15号	令和4年度赤村簡易水道特別会計補正予算(補正第3号)	8,146千円減額し、歳入歳出それぞれ124,837千円とする。 主な補正内容は、事業費確定に伴う減額。歳入においてもそれに伴う、国庫補助金及び村債の減額等。	決
議 案 第16号	令和4年度赤村後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)	535千円減額し、歳入歳出それぞれ50,071千円とする。 主な補正内容は、広域連合の負担金確定に伴う保険料負担金及び基盤安定負担金の減額。歳入においてもそれに伴う、保険料負担金並びに繰入金の減額。	
議 案 第17号	令和5年度赤村一般会計	歳入歳出予算総額それぞれ3,514,265千円で、前年度比17.2%増、515,751千円の増額。 主な内容は、 1款 議員共済会負担金の減 2款 区長組長報償費の増、庁舎駐車場整備事業の増、地域づくり事業費補助金(小柳地区集会所)の増、第5次赤村総合計画後期基本計画策定事業の増、ふるさと納税寄附金事業の増 3款 医療費事業の増減(高校生までの医療費の無償化)、障がい者自立支援事業費の増、保育所運営費の増 4款 人件費の増減、出産・子育て応援交付金事業の増、保健センター管理費の増、大任町し尿・じん芥処理・埋立処分施設建設事業負担金の増、新型コロナウイルスワクチン接種事業の減	

議案等番号	件 名	内 容	結果
		<p>6款 人件費の増減、水田農業等関連事業費の増減、環境にやさしい農業推進事業費の増、森林環境譲与税活用事業補助金の増、防災重点ため池ハザードマップ作成事業費の増、平山ため池浚渫工事の増、岩石山トンネル照明器具改修工事の増、大谷線林道路肩改修工事の増</p> <p>7款 プレミアム商品券発行事業補助金の増、戸城山森林公園展望所周辺伐採整備事業費の増、観光振興魅力発信事業費の増</p> <p>8款 道路台帳修正業務委託料の増、公用車購入費の増、道路維持補修工事の増、辺地対策事業費の増、過疎対策事業費の増、前ガ原分譲地建設事業費の減、公営住宅建設事業費の増</p> <p>9款 消防団活動服購入事業費の増、ジェットシャワー購入費の増</p> <p>10款 修学旅行補助金の増、学校建設事業費の増</p> <p>12款 地方債繰上償還金の減</p>	
議 案 第18号	令和5年度赤村国民健康保険特別会計予算	<p>歳入歳出予算総額それぞれ383,470千円で、前年度比4.22%増、15,525千円の増額。</p> <p>主な内容は、医療費の増に伴う、療養給付費等の増。歳入については、県支出金の増。</p>	可
議 案 第19号	令和5年度赤村簡易水道特別会計予算	<p>歳入歳出予算総額それぞれ164,427千円で、前年度比27.58%増、35,545千円の増額。</p> <p>主な内容は、令和5年度が最終年である、令和2年度から継続している公営企業会計適用業務委託料の減、水管路整備に伴う水管布設替工事測量・設計業務委託料の減、監理業務委託料及び工事費の増。歳入は、水道事業整備基金、簡易水道事業債、公営企業会計適用債の特定財源及び水道使用料等の一般財源。</p>	決
議 案 第20号	令和5年度赤村住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	<p>歳入歳出それぞれ22,375千円で、前年度比7.17%減、1,728千円の減額。</p> <p>主な内容については、貸付金元利収入に伴う前年度繰上充用金の減。</p>	決
議 案 第21号	令和5年度赤村後期高齢者医療特別会計予算	<p>歳入歳出それぞれ53,333千円で、前年度比5.39%増、2,727千円の増額。</p> <p>主な内容は、保険料試算額増に伴う、広域連合への納付金の増。歳入については、医療保険料の特定財源。</p>	決
発 議 第 1 号	赤村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	赤村議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、赤村議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする条例を新たに制定するもの。	

採決の状況

○…賛成 ×…反対 欠…欠席

番 号	議 案 名	結 果	議 員 の 賛 否								
			春 本 雪 夫	中 村 勇 紀	大 場 謙 一	小 林 慧	原 隆 康	佐 武 富 實	馬 田 和 博	大 場 信 司	春 本 敏 典
承 認 第 1 号	専決処分の承認を求ることについて 【令和4年度赤村一般会計補正予算(補正第8号)】	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
同 意 第 1 号	赤村監査委員の選任につき同意を求ることについて	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
同 意 第 2 号	赤村農業委員会委員の任命につき同意を求ることについて	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
同 意 第 3 号	赤村農業委員会委員の任命につき同意を求ることについて	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
同 意 第 4 号	赤村農業委員会委員の任命につき同意を求ることについて	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
同 意 第 5 号	赤村農業委員会委員の任命につき同意を求ることについて	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
同 意 第 6 号	赤村農業委員会委員の任命につき同意を求ることについて	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
同 意 第 7 号	赤村農業委員会委員の任命につき同意を求ることについて	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
同 意 第 8 号	赤村農業委員会委員の任命につき同意を求ることについて	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
同 意 第 9 号	赤村農業委員会委員の任命につき同意を求ることについて	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
同 意 第10号	赤村農業委員会委員の任命につき同意を求ることについて	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議 案 第 1 号	村道路線の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議 案 第 2 号	村道路線の認定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議 案 第 3 号	赤村個人情報保護法施行条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議 案 第 4 号	赤村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議 案 第 5 号	赤村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議 案 第 6 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議 案 第 7 号	赤村委会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議 案 第 8 号	赤村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠

番号	議案名	結果	議員の賛否								
			春本雪夫	中村勇紀	大場謙一	小林慧	原隆康	佐武富實	馬田和博	大場信司	春本敏典
議案第9号	赤村子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第10号	赤村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第11号	赤村重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第12号	赤村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第13号	令和4年度赤村一般会計補正予算(補正第9号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第14号	令和4年度赤村国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第15号	令和4年度赤村簡易水道特別会計補正予算(補正第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第16号	令和4年度赤村後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第17号	令和5年度赤村一般会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第18号	令和5年度赤村国民健康保険特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第19号	令和5年度赤村簡易水道特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第20号	令和5年度赤村住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
議案第21号	令和5年度赤村後期高齢者医療特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠
発議第1号	赤村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠

総務文教 常任委員会報告

委員長
佐武 富實



本定例会において、総務文教常任委員会に付託された案件を慎重に審議した結果、議案第13号及び議案第17号は可決することに決定しました。

産業経済厚生等 常任委員会報告

委員長
春本 雪夫



本定例会において、産業経済厚生等常任委員会に付託された案件を慎重に審議した結果、議案第14号から議案第16号及び議案第18号から議案第21号は可決することに決定しました。

赤村の農業振興と 地域づくりについて

小林 慧 議員



成金の増額支援」など具体的な支援をどう考えているのか。

答 道村長

①令和2年度に人・農地プランを作成した。地域計画を5年度までに作成するよう求められている。地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念され、荒廃地の拡大が進まないよう農地計画に盛り込んでいくように考えている。

②経営農地の草刈り・管理等、作業の改革について意見を聞いている。地域計画を検討したい。

③出し手、受けての意識調査や協議の場を設置する。

問 ①人・農地プランは地域づくりに変わりました。現在の農地の状況について。

②水田・畑等の利用状況を直接耕作者より聞いたことがあれば（特に次世代を担う方より）、また各

地域で貸借が進んで、耕作・管理ができるなくなっている状況を村長はどう感じているか。

③具体的な支援について、計画・

実施を考えているか。

④要望と支援策の声で、農村環境整備について、「農地の草刈りの組織づくり」「機械・施設への助

ヘクタール)、貸借農家48戸（55ヘクタール）ですが、現実はこれ以上と思われます。休耕・荒廃地は12・7ヘクタールで、周辺の市町村と比較すれば農地は守られている。この状況を次世代を担う農業の人たちの声を聞いたことがあれば聞かせてください。

答 道村長

農家が一番求めているのは、経費についてです。機械化に対する国県の補助に基づいて村は、若干の補助しかしていないんです。グループ・団体に手を差し伸べ大型化施設をする制度を作ってくれないかという声を聞いている。

④草刈りは全農業者の負担になつて大変だと思っている。国庫・県単事業の負担割合に応じて、村単独の農業振興補助金を活用していく。

問 次世代を担う方より、労力的にこれ以上はできないとの声を聞きます。出し手側からは貸料のお米がもらえない、固定資産税の支払いがある。一方の借り手側は経費が払えない、出し手、借り手の信頼関係がなくなっています。この関係は、赤村の農地の荒廃、そして人が住めない限界集落化の原因となります。

問 実態調査で、農業センサス（2020年）赤村の農地は397ヘクタール、うち30アール以上の耕作者は185戸（272

ヘクタール）、貸借農家48戸（55ヘクタール）ですが、現実はこれ以上と思われます。休耕・荒廃地は12・7ヘクタールで、周辺の市町村と比較すれば農地は守られており、農業の発展はないと思っておりません。赤村の農業がなければ村の発展はないと思っており、農業者の方になりたいと思っております。

答 道村長

より自己負担ができるか心配であると言われますが、令和5年度より国県の中間管理の事業が少し変わって、基本は地域の負担は無いという、この事業の活用推進の旗を振つてリーダーシップを示してほしい。

問 機械施設の2分の1から4分の3以上の助成制度の要望があります。農政審議会へ諮問してください。

答 農政審議会の中で十分討論した後で、村として結論を出した

「ふるさと納税寄附金」の有効活用方について村長の考え方と、寄附件数・金額、活用実績、積立額についてお尋ねする。

大場 謙一議員



寄附金の活用実績を問う。

小閑 総務課長

2019年度から、健康増進センターバスケットゴール改修、マイクロバス購入、源じいの森ドーム

ハウス建設、特産物センタートイレ改修、小中学校生徒が使用するタブレットパソコンリース料、ICT教育

育の支援業務委託料、電子黒板等リース料、ICT教育計画策定業務の財源として、合計で約1億4500万円を使用した。

「ふるさと納税寄附金基金」の積立額はどうなっているのか。

小閑 総務課長

ふるさと納税寄附金基金の積立額は現在2億7426万円です。

老朽化した小中学校の建てかえを小中一貫型で考えている。子ども達が将来、国・世界に羽ばたいて活躍できる人材育成の為にも、教育が一番大事と考えており、この学校建設に「ふるさと納税寄附金」を充當したい。

2019年度から5年間の寄附件数、寄附金額をお尋ねする。

答 小閑 総務課長
寄附件数10万6079件、寄

設に、青少年の育成事業に、黄金色の稻穂たなびく豊かな農村に」等々たくさんの応援の言葉が寄せられている。内容は総務課だけではなく産業建設課、教育委員会など全ての課に及んでいる。納税者の思いを知る為には村長が是非見るべきではないか。

小閑 総務課長

寄附の実績は毎月村長に報告しています。その際寄附件数、金額は報告しているが細かい応援メッセージとかは報告しておらず村長の目には届いていないと思われる。納税者の思いを伝えるためには報告が必要なことと反省しています。

小閑 総務課長

計画している学校建設にお金

がかかる事は理解している。ふるさと納税制度で赤村に納税して下さった多くの皆さんの厚意を無駄にしないため応援メッセージにあるように、青少年の育成、自然環境保護、農業保護などに使って欲しいと云う寄附者の思いを、村長はじめ全課で共有すればお金の有効活用方は分かるのではないか。納税者の皆さんに響くような使い方をすべきではないか。

答 道 村 長
納税して下さる皆さんに「赤

村頑張っているな」と感じてもらえる使い方、情報発信をしたいと思う。

問 役場の中で情報を共有し、活用方について協議するような場を設けたらどうか。

小閑 総務課長

村づくり全体に関する会議は係長段階、課長段階であるので活用したい。

道 村 長

基金に積立てたお金は村で自由に使えるのですから、青少年育成事業、農業振興など寄附をされた方の気持ちが伝わる使い方を考えたい。

道 村 長

ふるさと納税のお陰で赤村は

色々なことが出来、子ども達が育ち、将来活躍して努力していると云うことを示す使い方をしたい。

道 村 長

寄附金は特色ある教育環境整備や赤村らしさを残す、残してほしいと云う声を反映させ公園整

動など寄附者が見える使い方をお願いしたい。

道 村 長

村の職員だけでなく、色々な人の意見を聞くような場を設け今後

検討したい。

赤村公共施設等 総合管理計画について

大場 信司 議員



答 溝邊 産業建設課長

当然、所管は色々な課がして
います。例えば上赤集会所は、農業
構造改善事業の分で林業構造の関係
で各課にまたがっています。今後は
統合というのも考えていかなければ
ならない問題なのかなと考えま
す。

問 農畜産物加工所は令和4年の
管理計画では、令和15年以降

施設管理組合へ譲渡したいと考えて
いるみたいですが、この施設は賃貸

物件でありながら減免といつかたち
をとり、村に入るべき賃料が一度も

入つておらず、20年で約400万円
位入つていません。その管理組合へ

譲渡するというのは、おかしくない
ですか。何人かに話を聞くと使用料

を上げてもいいから借りたいと言
う人もいるんですね。令和15年に譲
渡予定となっていますが、無償譲渡

か有償譲渡か何も書いてないだけ
ど、こういう方針を決めるにあたり、
どのような決まり方をしているの

か。

問 田中 住民課長

国の同対事業で建設され、当
初から維持管理は利用者と地元が行
う。原則的には利用者の方が行う。

答 溝邊 産業建設課長

常々議員の方から使用料が

入っていないとご指摘等あります
が、産業建設課としても、当然指導
はしています。令和4年度の決算に
ては、当然村の最高機関である農政

ついても、米の単価が下がり当然収
入は減ると考えております。
問 米の値段が下がったのは全く
関係ないですよ。利用する人
数が増える事により作業料が増益す
る。利用する方が利用料を払うんだ
から。有償譲渡を令和15年位から考
えているなら分かりますけど、公募
するのですか。

答 溝邊 産業建設課長

令和15年その時の執行部に話
し合つてもらいたいです。

問 管理計画は総務課ですよね。

有償なら有償と書いた方が分
かりやすいんじゃないですか。有償
譲渡となればお金をして買う。公
募なく無償譲渡となると今の管理組
合の方に全部いくんですか。

答 小関 総務課長

誤解を招く表現になっていた
と反省しております。

これを決めたのは農政審議会
ですか。総務課長から聞いた
のですが。

答 小関 総務課長

近辺の方々もおかしいと言つ
ています。20万円の家賃ならば借り
たいと、それ以上でも借りたいと
言っています。例えは、何年後まで
に賃料を支払えないなら、入札して
新しい組合を入れますよ、とかでも
いいのではないですか。

答 溝邊 産業建設課長

新規の組合を入れますよ、とかでも
いいのではないですか。

答 溝邊 産業建設課長

私は担当者からそういうふう
に。

答 溝邊 産業建設課長

今は担当者からそういふ
ことです。

答 溝邊 産業建設課長

議員から指摘されました
が、産業建設課としても、当然指導
はしています。検討させてください。

審議会の方に諮問して答申を受ける
と。赤村すっぽん施設センターも産
業建設課の所管でしたが、農政審議
会の中で諮問し解体して公募しまし
た。

問 令和15年まであと10年間使用
料が入らない場合約200万
円、オーブン当初からすると約60
0万円の村に入るべき財源が入つ
てこない。ならば行政が指導するべき
じゃないかと思います。

答 溝邊 産業建設課長

令和15年まであと10年間使用
料が入らない場合約200万
円、オーブン当初からすると約60
0万円の村に入るべき財源が入つ
てこない。ならば行政が指導するべき
じゃないかと思います。

令和5年 第1回福岡県田川地区消防組合議会定例会

(大場謙一議員 出席)

3月3日金に田川地区消防本部で開会され、下記議案について、慎重審議の結果、すべて原案のとおり可決されました。

議案第1号 福岡県田川地区消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

福岡県田川地区消防組合議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、もって個人の権利利益を保護するため、本条例を制定し、議会の議決を求めるもの。

議案第2号 福岡県田川地区消防組合個人情報保護法施行条例の制定について

個人情報の保護に関する法律が改正され、福岡県田川地区消防組合にも同法が直接適用されることにより、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定するため、本条例を制定し、議会の議決を求めるもの。

議案第3号 福岡県田川地区消防組合職員の定年に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴い、地方公務員の定年が引き上げられることから、所要の改正をするもので、議会の議決を求めるもの。

議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行され、地方公務員の定年が引き上げられることに伴い、福岡県田川地区消防組合の関係する条例について、所要の整備をするもので、議会の議決を求めるもの。

議案第5号 福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

令和4年8月8日の人事院勧告を受け、令和4年11月11日の参議院本会議で可決・成立された国家公務員の一般職の給与に関する法律案等の一部を改正する法律案に基づき、福岡県田川地区消防組合の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるもの。

議案第6号 福岡県田川地区消防組合監査委員条例の一部を改正する条例について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、福岡県田川地区消防組合監査委員条例が引用する地方自治法の条文と条及び項のずれが生じていたため、条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるもの。

議案第7号 福岡県田川地区消防組合の内部組織並びに消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例について

福岡県田川地区消防組合管理課の事業内容について、本条例第1号の2第2項に一部を定めているが、その他にあっては、福岡県田川地区消防組合の内部組織に関する規則にて定めていることから、本条例の一部を削除し、当規則のみ事務内容を定めて明確化を図るため、条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるもの。

議案第8号 令和4年度福岡県田川地区消防組合一般会計補正予算(第2号)について

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ560千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,876,404千円とするもの。

議案第9号 令和5年度福岡県田川地区消防組合一般会計予算について

歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ2,360,395千円とするもの。

令和5年 田川地区広域環境衛生施設組合議会第1回定例会（春本雪夫議員、春本敏典議員、浦野良一議員出席）

3月31日㈮に田川地区クリーンセンターで開会され、下記議案について慎重審議の結果、すべて原案のとおり可決されました。

議案第1号 田川地区広域環境衛生施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行され、地方公務員の定年が引き上げられることに伴い、関係する条例について所要の改正をするもので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

議案第2号 田川地区広域環境衛生施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定しようとするもので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

議案第3号 田川地区広域環境衛生施設組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

令和4年人事院勧告に基づき、田川地区広域環境衛生施設組合の会計年度任用職員の給与改定を行おうとするもので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

議案第4号 令和5年度田川地区広域環境衛生施設組合一般会計予算を定めることについて

歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ421,239千円とするもの。

令和5年 田川郡東部環境衛生施設組合議会第1回臨時会（春本雪夫議員、大場信司議員、浦野良一議員出席）

2月24日㈮に田川地区クリーンセンターで開会され、下記議案について慎重審議の結果、すべて原案のとおり可決されました。

発議第2号 令和4年7月11日付けで田川郡東部環境衛生施設組合及び同組合議会が田川市議会議員3名に発出した文書に対する当該議員らの主張の真意等の究明に関する調査特別委員会設置について

令和4年7月11日付けで田川郡東部環境衛生施設組合及び同組合議会が正副組合長及び正副組合議長連名のもと田川市議会議員3名に発出した文書に対し、当該議員らの主張の真意等の究明に関する調査を行うため、調査特別委員会を設置するもの。

発議第3号 令和4年7月11日付けで田川郡東部環境衛生施設組合及び同組合議会が田川市議会議員3名に発出した文書に対する当該議員らの主張の真意等の究明に関する調査特別委員会の設置に関する決議について

令和4年7月11日付けで田川郡東部環境衛生施設組合及び同組合議会が正副組合長及び正副組合議長連名のもと田川市議会議員3名に発出した文書に対し、当該議員らの主張の真意等の究明に関する調査を行うため、調査特別委員会を設置するもの。

議案第1号 令和4年度田川郡東部環境衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)を定めることについて

歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ571,290千円とするもの。

令和5年 田川郡東部環境衛生施設組合議会第2回定例会（春本雪夫議員、大場信司議員、 春本敏典議員、浦野良一議員出席）

3月31日金に田川地区クリーンセンターで開会され、下記議案について慎重審議の結果、すべて原案のとおり可決されました。

議案第2号 田川郡東部環境衛生施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
定年延長による地方公務員法等の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするもの。

議案第3号 田川郡東部環境衛生施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
定年延長による地方公務員法等の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするもの。

議案第4号 田川郡東部環境衛生施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改
正する条例について
定年延長による地方公務員法等の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするもの。

議案第5号 田川郡東部環境衛生施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
個人情報の保護に関する法律の一部改正等により、個人情報の保護に関する規律が同
法に一元化されることに伴い、本条例を制定するもの。

議案第6号 田川郡東部環境衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について
人事院勧告に鑑み、本条例の一部を改正するもの。

議案第7号 令和4年度田川郡東部環境衛生施設組合一般会計補正予算(第4号)を定めることについて
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,380千円を増額し、歳入歳出予算の総額を
それぞれ598,670千円とするもの。

議案第8号 令和5年度田川郡東部環境衛生施設組合一般会計予算を定めることについて
歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ221,721千円とするもの。

議案第9号 令和5年度田川郡東部環境衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)を定めることについて
歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ221,721千円と
するもの。

発委第1号から発委第4号 不出頭に対する告発について

地方自治法の規定に基づく令和4年7月11日付けで田川郡東部環境衛生施設組合及び
同組合議会が田川市議會議員3名に発出した文書に対する当該議員らの主張の真意等
の究明に関する調査特別委員会への出頭の請求に対し、被告発人が正当な理由がなく
同委員会に出頭しなかったと認めることから、同法の規定により告発するため、本案を
提出するもの。

令和5年 第1回田川地区斎場組合議会定例会

(中村勇紀議員 出席)

3月28日㈫に田川市民会館で開会され、下記議案について、慎重審議の結果、すべて原案のとおり承認・可決されました。

議案第1号 管理者専決処分の報告および承認について

人事院勧告に基づく、国家公務員の給与に関する法律が可決されたことを受け、関係市町村の給与改定状況等を勘案し、田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、組合議会を招集する暇がなかったため、地方自治法の規定により専決処分したので、これを報告し承認を求めるもの。

議案第2号 田川地区斎場組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

国に準じ地方公務員の育児休業に係る制度改正に伴う関係する条例について、所要の改正をしようとするもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるもの。

議案第3号 田川地区斎場組合職員の定年等に関する条例の一部改正について

地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行され、地方公務員の定年が引き上げられることに伴い、関係する条例について、所要の改正をしようとするもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるもの。

議案第4号 田川地区斎場組合個人情報保護法施行条例の制定について

改正後の個人情報保護法には、これまで各自治体の条例で定めていた事項が規定されており、令和5年4月1日以降は、同法の規定により各自治体の個人情報保護制度が施行されることになるが、いわゆる自己情報の開示請求が行われた際の開示決定等の期限などについては、各自治体の条例で規定することが認められている。

田川地区斎場組合においては、個人情報保護制度について、新たに田川地区斎場組合個人情報保護法施行条例を制定するもの。

議案第5号 令和5年度田川地区斎場組合一般会計予算

歳入歳出予算の総額をそれぞれ181,957千円とするもの。

定例会と臨時会の違い

会議の種類	定 例 会	臨 時 会
招集権者	村 長	村 長
招集請求 (議長及び議員による)	できぬ	で き る
招集回数(年間)	4回	制限はない
告示期限	開会日前3日 ただし、緊急を要する場合はこの限りではない	開会日前3日 ただし、緊急を要する場合はこの限りではない
審議できる事件	あらかじめ付議された事件 に限定されない	あらかじめ付議された事件 ただし、緊急を要する場合はこの限りではない

※臨時会の招集請求

議長は、議会運営委員会の議決を経て、会議に付すべき事件を示して、村長に対して臨時会の招集を請求することができる。

また、議員定数の4分の1以上の者も会議に付すべき事件を示して、臨時会の招集を請求することができます。議長等から招集請求があったときには、村長は20日以内に招集しなければなりません。

議長等からの招集請求に対して村長が招集を行わないときは、議長が臨時会を招集することができます。



源じいの森 創立30周年記念式典・シンポジウムに出席

2月19日㈯に開催された「源じいの森創立30周年記念式典・シンポジウム」に赤村議会議員が出席しました。

記念式典では、来賓として出席した道廣幸村長と浦野良一議長がお祝いの言葉を送り、式典終了後には宮崎県諸塙村企画課長 矢房孝広氏による「NewType Tourism 暮らしを共感する旅の勧め」と題した基調講演を聴くことができました。観光等事業の企画において、誰をターゲットにするのか、また自分たちにとって当たり前のことでも、村を訪れる人たちにとっては、珍しく感じるというように企画はどこにでもあることなど、これから赤村で観光事業等を行う上で大変貴重なヒントをいただきました。

その後に行われたパネルディスカッションは、基調講演を行っていただいた矢房孝広氏、九州大学准教授 朝廣和夫氏、熊本県南小国町議会議員 森永一美氏、一般財団法人源じいの森副代表理事 長瀬加菜氏により行われ、話を聞いているうちに都会にはない自然豊かな村の良さを感じることができ、大変有意義なシンポジウムとなりました。



赤村議会議員 2月 出席行事

- 3日 平成筑豊鉄道推進協議会総会(福智町)
- 13日 町村監査委員協議会総会及び研修会(福岡市)
- 19日 源じいの森創立30周年記念式典及びシンポジウム(村内)
- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 24日 田川郡東部環境衛生施設組合議会臨時会(大任町)
春本雪夫議員、大場信司議員、浦野良一議員出席
- 福岡県町村議会議長会定期総会(福岡市)
- 27日 議会運営委員会(住民センター)

赤村議会議員 3月 出席行事

- 3日 福岡県田川地区消防組合議会定例会(田川市)
大場謙一議員出席
- 6~10日 第11回赤村議会定例会(議場 他)
- 22日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 28日 田川地区斎場組合議会定例会(田川市)
中村勇紀議員出席
- 31日 田川地区広域環境衛生施設組合議会定例会(大任町)
春本雪夫議員、春本敏典議員、浦野良一議員出席
- 田川郡東部環境衛生施設組合議会定例会(大任町)
春本雪夫議員、大場信司議員、春本敏典議員、
浦野良一議員出席

赤村議会議員 4月 出席行事

- 13日 議会広報委員会(住民センター)
- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)

赤村議会議員 5月 出席行事予定

- 22日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 23日 行政監査 現地確認(村内)
町村議会議長・副議長研修会(東京都)

赤村議会議員 6月 出席行事予定

- 上旬 6月赤村議会定例会(議場 他)
- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)

福岡県町村監査委員協議会総会

福岡県町村監査委員協議会総会が2月13日に福岡県自治会館で開催され、中村宏幸代表監査委員と佐武富實監査委員が出席しました。

宗岡信之会長（岡垣町代表監査委員）のあいさつで始まり、令和4年度会務報告、令和5年度福岡県町村監査委員協議会事業計画、歳入歳出予算及び監査機能の充実強化に関する決議について審議され、議案の承認を得て閉会しました。

総会終了後、関西学院大学大学院教授・西宮市代表監査委員 石原俊彦氏による「これから自治体監査と内部統制のあり方」と題して研修会が行われ、監査委員監査において理解しておかなければならぬロジックと監査資源には制約があり上場企業の財務諸表監査のような厳格な監査ロジックの運用は実際問題として求められていないということを踏まえ、監査委員に求められるのは、これらを総合的に斟酌して、最も論理的・実務的に妥当な監査計画を立案し、実行することなど西宮市代表監査委員としての活動状況や取り組みを交えて話してくださいました。



太田監査委員 就任

赤村監査委員 中村 宏幸 氏の辞任に伴い、4月1日新たに太田壽氏が監査委員に就任しました。

「公正で合理的かつ効率的な行政運営確保のため、これまでの経験を活かし、誠実かつ厳正に、職務を遂行してまいります。」

